

社会福祉法人博愛福祉会評議員及び役員等の報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛福祉会の定款に基づき、評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 定款第5条及び第15条に定める評議員及び役員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 下牧以外に在住する評議員及び役員等（以下、「役員等」とする。）が理事会、評議員会等に出席したときには、職員旅費規程と同額の費用を弁償することができる。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規程と同額の費用を弁償することができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する